

9.6 緑

9.6.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.6-1 に示すとおりである。

表 9.6-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①緑の状況 ②生育環境 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況 ⑥その他	事業の実施に伴い植栽内容及び緑の量の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、図9.5-1 (p. 184参照) に示す計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 緑の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査による方法によった。

ア. 植生等の状況

調査は、「自然環境保全基礎調査 植生調査」(平成11年～ 環境省自然環境局生物多様性センター) の既存資料の整理によった。また、現地調査により、計画地及び会場エリア内の植生の状況を確認した。調査は、平成26年6月12、13日に実施した。

イ. 緑の量の状況

調査は、関係機関等へのヒヤリングにより、群落別の面積、緑被率を整理した。緑の体積は、現地調査により、緑被面積に高木層の平均高を乗じて整理した。調査は、平成 26 年 5 月 23 日、6 月 13 日に実施した。

2) 生育環境

ア. 地形等の状況

調査は、「地形図」(国土地理院)、「土地条件図」(平成 25 年 8 月 国土地理院)の既存資料の整理によった。

イ. 気象の状況

調査は、東京管区気象台の気象データを整理・解析した。

ウ. 地域社会とのつながり

調査は、当該地域の利用状況において、緑の有する機能との関わりの整理によった。また、「明治神宮外苑志」(昭和 12 年 8 月 明治神宮奉賛會) 等を用い、明治神宮外苑造営の歴史等を整理した。

3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 23 年東京都区部」(平成 25 年 5 月 東京都都市整備局)、「新宿区用途地域等都市計画図」(平成 25 年 11 月 新宿区) 等の既存資料の整理によった。

4) 法令等による基準等

調査は、都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 等の法令等の整理によった。

5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「緑施策の新展開」(平成 24 年 5 月 東京都)、「植栽時における在来種選定ガイドライン」(平成 26 年 5 月 東京都)、「東京都市計画地区計画 神宮外苑地区地区計画」等の計画等の整理によった。

(2) 調査結果

1) 緑の状況

ア. 植生等の状況

植生等の状況は、「9.3 生物の生育・生息基盤 9.3.1 現況調査 (4)調査結果 5)植生の状況」(p. 158 参照)に示したとおりである。計画地及びその周辺は、「市街地」の占める割合が最も多いが、明治神宮外苑、新宿御苑、赤坂御所及び青山靈園等には「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」がまとまって分布するほか、明治神宮外苑や新宿御苑等には芝地が分布している。また、新宿御苑、明治神宮外苑及び赤坂御所にかけては、市街地の中で連續性のある緑地が形成されている。また、現地調査による計画地及び会場エリア内の現存植生の状況は、図 9.3-3 (p. 160 参照)に示したとおりである。会場エリアは、主に明治神宮外苑及び計画地からなり、明治神宮外苑の現存植生は、聖徳記念絵画館周辺をはじめとして植栽樹林群(混交)が最も広く分布し、建国記念文庫周辺等に植栽樹林群(落葉広葉)が分布するほか、植栽樹林群(常緑広葉)が点在している。また、明治神宮外苑に隣接する計画地内は、明治公園(四季の庭)等に植栽樹林群(混交)が最も広く分布するほか、植栽樹林群(落葉広葉)や植栽樹林群(常緑広葉)が分布している。

イ. 緑の量の状況

計画地における緑の面積は合計約 24,800m²であり、植栽樹林群(混交)が約 5 割、植栽樹林群(落葉広葉)が約 3 割を占めており、その他として植栽樹林群(常緑広葉)、植栽樹林群(落葉針葉)、植栽樹林群(常緑針葉)の高木植栽群落のほか、イヌムギ群落及びシバ群落の草本群落となっている。

また、計画地における緑の体積は合計約 266,900m³であり、植栽樹林群(混交)が約 5 割、植栽樹林群(落葉広葉)が約 3 割を占めており、その他として植栽樹林群(常緑広葉)、植栽樹林群(落葉針葉)、植栽樹林群(常緑針葉)となっている。

2) 生育環境

ア. 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 3)地形及び地物の状況」(p. 74 参照)に示したとおりである。計画地東側は、武蔵野台地東部の淀橋台と呼ばれる洪積台地(下末吉段丘)を造成した地形となっている。計画地西側は、かつての渋谷川(穏田川ともいう。)に沿って低地が形成され、低地部のほとんどは埋立てにより平坦化された人為的な改変を受けた地形となっている。また、計画地内の東西の高低差は約 7~8m である。

イ. 気象の状況

気象の状況は、「9.3 生物の生育・生息基盤 9.3.1 現況調査 (4)調査結果 6)気象の状況」(p. 161 参照)に示したとおりである。計画地周辺の東京管区気象台における年間降水量及び年平均気温の平年値(昭和 56 年~平成 22 年)は、1,528.8mm、15.4℃である。

ウ. 地域社会とのつながり

(ア) 計画地及びその周辺の歴史

計画地及びその周辺は主に明治神宮外苑に位置し、野球、テニス、ランニング等のスポ

ーツ、書道、絵画、陶芸等文化芸術の普及の拠点として利用されており、計画地及びその周辺の緑は利用者に緑陰や安らぎの場を提供している。

計画地に隣接する明治神宮外苑は、主に青山練兵場として利用されていた土地であり、「明治神宮外苑奉獻概要報告」(大正 15 年 明治神宮奉贊会)によると、明治神宮内苑と共に献木等による緑ある明快な一大記念園として、表 9.6-2 に示す庭園計画とされている。明治神宮外苑は森厳莊重な明治神宮内苑に対して、体力の向上や心身の鍛錬の場、また文化芸術の普及の拠点となるべく、聖徳記念絵画館や競技場等の建設、聖徳記念絵画館を正面に臨むようにいちょう並木と芝生の中央広場の整備、競技場及び野球場、相撲場周辺には桜並木が形成され、大正 15 年に明治神宮に奉獻された。また、明治神宮外苑の整備にあわせて、大正 15 年に都市計画法に基づく風致地区が指定された。

昭和 18 年には、明治神宮外苑競技場で出陣学徒壮行会が実施され、計画地内には平和を祈念するため学徒出陣記念 同期の櫻が植樹されている。「国立競技場の 100 年」(平成 25 年 後藤健生)によると、昭和 20 年 4 月 13~14 日かけての空襲により憲法記念館付近が、5 月 25~26 日の空襲により聖徳記念絵画館や中央広場付近の東部軍陣地、競技場や野球場、相撲場が被災し、5,700 本の樹木が被害を被ったとされている。

戦後は、一時野球場等が GHQ による接收に伴いアメリカ将兵の運動場となるが、全早慶戦(昭和 20 年)、大相撲夏場所(昭和 22 年)、硬式テニスコート開場(昭和 32 年)等体力の向上等従来の機能を取り戻しつつ、昭和 39 年には国立霞ヶ丘競技場をメインスタジアムとした東京オリンピックが開催された。また、都心の中の樹林地として、児童遊園内の「森のビアガーデン」(昭和 57 年開始) や「神宮外苑いちょう祭り」(平成 9 年開始)等が開催されている¹ほか、散歩や自然観察等の自然との触れ合い活動の場として広く利用されている。

なお、戦後の明治神宮外苑は、宗教法人明治神宮の外苑として国の管理を離れ独自の事業収入により諸施設の管理運営を行い現在に至っている。また、計画地内に位置する国立霞ヶ丘競技場の敷地は、昭和 31 年に明治神宮より国へ譲渡され、現在では(独)日本スポーツ振興センターが管理を行っている。

¹ 出典:「明治神宮外苑年表」(平成 27 年 3 月 3 日参照 明治神宮外苑ホームページ)
<http://www.meijijingugaien.jp/history/chronology.html>

表 9.6-2 明治神宮外苑の庭園計画

区分	概要
青山口並木帶	青山口門を入りて直路に公孫樹[イチョウ]四列を並植す並木帶は各幅員に間として芝張す
中央広場	苑の中央周廻道路内約一万坪は平面芝生にして道路に接して僅に樹木を點植するに止む中央に二条の歩道を通して絵画館正面に至る歩道の南北両端に各石階を配す
絵画館周辺	絵画館の北側葬場殿址背後は針葉樹の密林として殿址の背景とし漸次左右に広葉樹を交ふると共に疎林とし館の左右前方に至ては點植に止め以て中央広場と相調和せしめ苑地一体に芝張す館の周囲は割栗基礎砂利広場とし自動車の通行に適せしむ
競技場周囲	競技場芝生「スタンド」上端一體及入口通路両側には山櫻並木を植栽し大谷石縁石を据付け灌木生垣を配し競技場と苑地とを区割する境界植樹帶とす山櫻は武藏小金井村の献木なり 並木帶背後の苑地は疎密相交へて植込み芝生は周廻道路に接す 競技場西側は渋谷川沿道路に沿ひて外圍樹林とし競技場に面して多行松並木を並植す南北両入口附近は入口に調和すべく特に植込み注意を拂ふ
野球場西相撲場周囲	野球場芝生「スタンド」上端には欅並木相撲場周囲には櫻並木を植栽し、周囲苑地には苑路を迂廻せしめ近衛歩兵聯隊及女子学習院寄りは外圍密林とし漸次疎林を散在せしめ以て中央廣場に對せしむ
女子学習院前	女子学習院北側に存在する「ナンジャモンジャ」は13年12月に天然記念物に指定せられたる名木なるを以て特に其周囲に廣場を設け附近に休憩設備を爲す又正門前南側には別に一区域を作りて児童遊園とし約一千坪の細砂敷廣場を設け壁、泉、花壇、水呑場、手洗場を築設し且つ數種の最新児童運動器具を設備し事由遊戯場たらしむ

出典：「明治神宮外苑奉獻概要報告」（大正 15 年 明治神宮奉贊會）

また、「明治神宮外苑志」（昭和 12 年 8 月 明治神宮奉贊會）によると、明治神宮外苑の造営にあたって植生された樹木は、明治神宮内苑献木の余剰分、明治神宮外苑献木及び購入木となっている。昭和 2 年度末調査によると樹種総数 182 種、樹木総数 34,397 本であり、内訳は、表 9.6-3 に示すとおりである。

表 9.6-3 明治神宮外苑の樹木本数

区分	本数
敷地在来木（連絡道路敷含む）	1,142 本
明治神宮内苑より分植木	10,308 本
明治神宮外苑献木	3,190 本
購入木	19,757 本
合計	34,397 本

出典：「明治神宮外苑志」（昭和 12 年 8 月 明治神宮奉贊會）

(1) 注目される樹木等

計画地及びその周辺で注目される樹木等は、表 9.6-4 のとおりであり、天然記念物に指定されている（スダジイ）のほか、「御観兵榎（ごかんべいえのき）」等の樹木等が確認された。確認された樹木等の位置は、図 9.6-1 に示すとおりである。

表 9.6-4 計画地及びその周辺で注目される樹木等の概要

No.	名称	概要
①	新宿区天然記念物 シイ（スダジイ）	新宿区本塩町の雪印乳業本社前より明治公園（霞岳広場）に移植され、昭和 59 年 12 月に新宿区文化財保護条例（昭和 58 年 3 月新宿区条例第 20 号）に基づく天然記念物に指定された。
②	御観兵榎 (ごかんべいえのき)	外苑の敷地は、造営前は青山練兵場であり、明治天皇御台臨のもとに、明治 22 年 2 月 11 日の憲法発布觀兵式、明治 39 年 4 月 30 日の日露戰役凱旋觀兵式等が行われた。その際、明治天皇の御座所は常にこの榎の大木の西側に設けられていたため、この木を「御観兵榎」と名付け、長く保存することとなった（現在は二代目の榎）。
③	いちょう並木	青山通り口から外苑中央広場円周道路に至る四並列の街路樹として植栽されたいちょう並木。明治 41 年に新宿御苑の在来木から採集したいちょうの種子を豊島御料地（現在の明治神宮内）の苗圃に蒔き、その後樹高 6m 内外に成長した 1,600 本より選ばれ、更に年々樹形を整えてきたものを大正 12 年に植栽したものである。その人工自然美の素晴らしさから、四季を通じて都民に親しまれ、白亜の絵画館を望むいちょうの大木が作り出す景観の美しさは、世界的に知られている。
④	シロマツ	中国北西部原産のマツで、日本では比較的珍しく、絵画館前庭の池の両側に 3 本ずつ植えられている。
⑤	葬場殿趾 クスノキ (そうじょうでんあと)	大正元年 9 月 13 日明治天皇の御大喪が旧青山練兵場で行われたとき、この場所に御轎車（ひつぎを乗せる車）が安置されたことから、外苑造営にあたり葬場殿を記念として石碑が建立された。石壇の中央にあるクスノキは、建立と同時に植樹された記念樹である。
⑥	御鷹の松 (みたかのまつ)	江戸幕府三代将軍徳川家光が鷹狩りの途中、後に国立競技場の敷地となった境妙寺で休息していたところ、江戸城より愛鷹「遊女」が飛来し、境内前庭の松に止まった。家光はこれに喜び、この松を「遊女の松」と名付け、後に「御鷹の松」、また地名から「霞の松」と称されるようになった。昭和 54 年 8 月、現在地に移設された。
⑦	なんじやもんじやの木	神宮外苑に古くからあった「ひとつばたご」のこと。江戸時代から六道の辻という場所にあったことから俗名「六道木」とも呼ばれた。明治 18 年に青山練兵場となった後も同所に残された。大正 13 年 12 月に白井光太郎博士の尽力により天然記念物の指定を受けたが、昭和 8 年の夏に病菌ベッコウタケの寄生により枯死した。植え継ぎが考えられたが、白井博士が初代木から根分けしておいたものがあることが判明し、昭和 9 年に同所になんじやもんじや二代目として植え付けられた。
⑧	東京六大学野球連盟 結成 70 年記念樹	平成 7 年 9 月 10 日に行われた東京六大学野球連盟の結成 70 周年を記念する植樹祭において、六大学各主将によって、さらなる繁栄を祈願して植えられた記念樹である。
⑨	学徒出陣記念 同期の櫻	昭和 18 年、勅令により全国の大学、高等学校、専門学校の学徒が在学中に徵兵され出征した。世に言う「学徒出陣」に際して、全国各地で行われた出陣行事と並び、元明治神宮外苑競技場においても「出陣学徒壮行会」が挙行された。この学徒出陣から 50 周年を記念し、次代に歴史的事実を伝え、平和を祈念するために植樹された記念樹である。（現地看板より）
⑩	学徒出陣記念 萬葉の櫻 (ばんだのさくら)	同上

出典：「新宿の歴史と文化」（平成 27 年 3 月 3 日参照 新宿未来創造財団ホームページ）

<http://www.regasu-shinjuku.or.jp/?p=562>

「明治神宮外苑史跡・名木紹介」（平成 27 年 3 月 3 日参照 明治神宮外苑ホームページ）

<http://www.meiji-jingugaien.jp/history/chronology.html>

「明治神宮外苑七十年誌」（平成 10 年 3 月 明治神宮外苑）



凡 例



計画地



会場エリア



区界



注目される樹木等



Scale 1:10,000

0 100 200 400m

図 9.6-1 注目される樹木等位置

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 3) 地形及び地物の状況」(p. 74 参照) に示したとおりである。計画地及びその周辺の土地利用としては、事務所建築物や教育文化施設、集合住宅、スポーツ・興行施設、公園、運動場などの混合用途の市街地となっている。

4) 法令等による基準等

緑に関する法令等については、表 9.6-5(1) 及び(2)に示すとおりである。

計画地及びその周辺の明治神宮外苑は、東京都風致地区条例(昭和 45 年東京都条例第 36 号)に基づき、図 9.6-2 に示すとおり明治神宮内外苑付近風致地区に指定されている。東京都風致地区条例に基づく審査基準(平成 12 年世都計発第 811 号)による風致地区の地域区分選定要件は、表 9.6-6 に示すとおりであり、計画地は S 地域に指定されている。

また、計画地は、東京都風致地区条例に基づく審査基準及び新宿区みどりの条例(平成 2 年新宿区条例第 43 号)に基づき緑化基準が定められている。

表 9.6-5(1) 緑に関する法令等

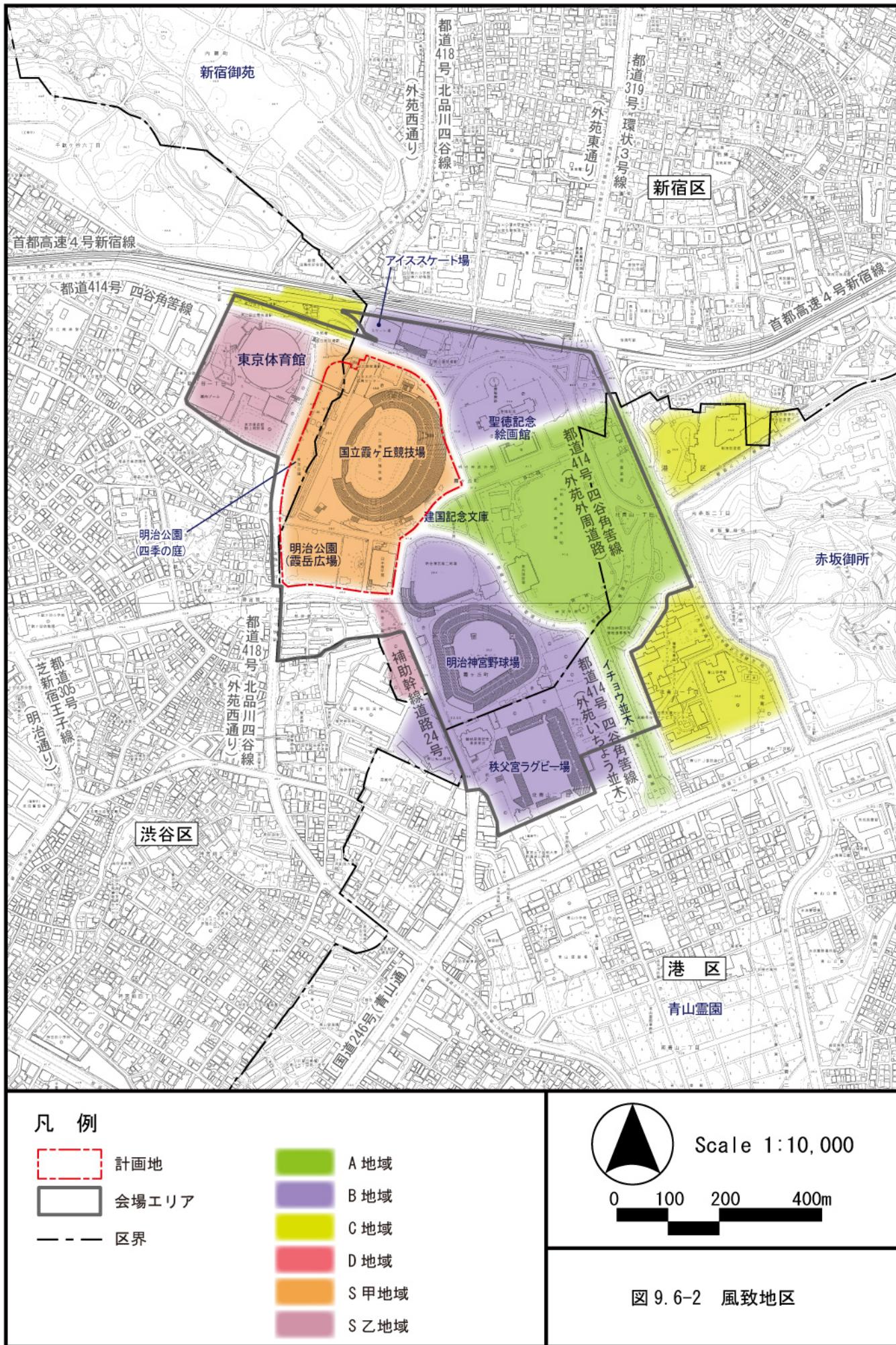
法令・条例等	責務等
都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。 (国及び地方公共団体の任務等)</p> <p>第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業活動の実施に当たつて、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。</p>
自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。 (国等の責務)</p> <p>第三条 国、地方公共団体、事業者及び自然公園の利用者は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第三条から第五条までに定める環境の保全についての基本理念にのつとり、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。</p>
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 (建築等の規制)</p> <p>第五十八条 風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。</p>

表 9.6-5(2) 緑に関する法令等

法令・条例等	責務等
東京都風致地区条例 (昭和45年東京都条例第36号)	<p>(目的) 第一条 この条例は、都市計画において定められた風致地区(面積が十ヘクタール以上であり、かつ、二以上の特別区又は市町村(以下「区市町村」という。)の区域にわたるものに限る。以下同じ。)について都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十八条第一項の規定に基づき、都市の風致を維持するため必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(許可を要する行為) 第三条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ知事(当該風致地区が特別区又は市(以下「区市」という。)の区域内に存する場合にあつては、当該区市の長。以下「知事等」という。)の許可を受けなければならぬ。 五 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転(以下「建築」という。)</p>
新宿区みどりの条例 (平成2年新宿区条例第43号)	<p>(目的) 第1条 この条例は、新宿区(以下「区」という。)をみどり豊かなうるおいと安らぎのあるまちにするため、区、区民及び事業者が協力して、今あるみどりを保護し、新しいみどりを育成することにより、景観に配慮した良好な都市環境の形成を図り、もって健康で快適な都市生活を確保することを目的とする。(許可を要する行為) (民間施設の緑化等) 第21条 土地の所有者又は管理者は、規則で定める基準により緑化を行わなければならない</p>

表 9.6-6 風致地区的地域区分選定要件

地域区分	選定要件
A 地域	風致地区の核として位置づけられ、優良な風致を特に保全すべき地域
B 地域	核としての地域をとりまく等風致地区の美観、雰囲気を守る役割を果たすべき地域。例えば第一種低層住居専用地域がこれに該当するが、これ以外の用途地域も含まれる。
C 地域	住宅を中心として一定程度の風致が維持されている地域。例えば第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域がこれに該当するが、これ以外の用途地域も含まれる。
D 地域	特に土地利用上配慮すべき地域で、風致が相当失われている地域。例えば近隣商業地域及び商業地域がこれに該当するが、これ以外の用途地域も含まれる。
S 地域	公共的な街づくり手法等の適用を受けた地区で、特殊な位置づけを与えるべき地域。



出典：「東京都市計画地区計画 神宮外苑地区地区計画」

5) 東京都等の計画等の状況

緑に関する東京都等の計画等については、表 9.6-7 に示すとおりである。

表 9.6-7 緑に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
緑施策の新展開 (平成 24 年 5 月 東京都)	緑の「10 年後の東京」(平成 18 年) の折り返し地点を迎え、これまでに取り組んできた緑施策を踏まえ、同計画では、緑施策を強化し、発展させ、人と自然とが共生できる緑豊かな都市東京の実現に向け、東京都が取り組んでいる様々な施策の整理がなされたものである。
植栽時における在来種選定ガイドライン (平成 26 年 5 月 東京都)	東京都は、緑の「量」の確保に加え、生態系への配慮など緑の「質」を高める施策を進めており、その地域に自然に分布している植物（以下「在来種」という。）を増やすことで、在来の生きものの生息場所を拡大する取組を行っている。本ガイドラインは、都民や事業者が緑化をする際に参考となるものとして作成されている。
東京都市計画地区計画 神宮外苑地区地区計画	地区計画とは、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と区市町村とが連携しながら、地区的目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法であり、「東京都市計画地区計画 神宮外苑地区地区計画」は平成 25 年 6 月 17 日に都市計画決定された。同計画では、「地区の整備、開発及び保全に関する方針」のうち、「緑化等の方針」として以下のものが示されている。 1. 神宮外苑いちょう並木をはじめとする歴史的な景観や緑地等の保全など、地区資源を活用した風格ある緑の環境づくりを推進する。 2. 大規模スポーツ施設の人だまり空間や、歩行者ネットワークと調和した緑化を積極的に推進し、魅力的な都市環境の創出・強化を図る。
新宿区総合計画 (平成 19 年 12 月 新宿区)	新宿区総合計画は、平成 20 年度～平成 29 年度の 10 年間を計画期間として、新宿区基本構想を実現するための区の基本的施策の方向性や、都市計画に関する基本的な方針等を体系的に示したものである。 明治神宮外苑周辺等の緑や公園、斜面緑地等のまとまった緑の積極的な保全・拡充の促進、新宿御苑や明治神宮外苑の緑、外濠の水と緑を新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続した水と緑の骨格を形成するとしている。
新宿区みどりの基本計画 (平成 21 年 2 月 新宿区)	新宿区みどりの基本計画は都市緑地法に基づく法定計画であるとともに、新宿区みどりの条例第 6 条に基づく「みどりの保護と育成に関する計画」に位置づけられている。また、新宿区は平成 19 年度に、新たな「新宿区基本構想」と、これに伴う「新宿区総合計画」を策定しており、「みどりの基本計画」は「新宿区総合計画」の個別計画として、環境、まちづくり、防災などの政策分野と連携を図りながら、みどりの施策を実施していくための基本となる計画である。 同計画では、計画地の位置する四谷地域においては、新宿御苑、明治神宮外苑など大規模公園を核として、周辺地域にみどりが広がるよう、地区計画や景観計画などの制度の活用を検討し、みどりの骨格を形成するとしている。

9.6.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、以下に示すとおりとした。

- 1) 植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度
- 2) 緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、2020年東京大会の実施に伴う建設工事等での改変や施設撤去後の現状回復等において、緑に変化が生じる又は生じていると思われる時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催前、大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地とした。

(4) 予測手法

予測手法は、2020年東京大会の実施計画を基に、緑の変化の程度を把握して予測する方法によった。

(5) 予測結果

1) 植栽内容の変化の程度

計画地内の明治公園（四季の庭）等には、主に植栽樹林群落（混交）や植栽樹林群落（落葉広葉樹）等が広く分布している。

事業の実施に伴い、これらの植栽樹林群の多くが消失するが、計画地北側のマテバシイについては、保全方法を検討する。また、施工期間中の敷地内は殆どが作業ヤードとなるため既存樹の現位置での残置は困難な状況であるが、樹木調査の結果に従って移植に適合する樹木は極力場外で仮養生を行い、オリンピックスタジアムの緑化樹として活用する計画である。また、新たに植栽する樹種は、明治神宮内外苑に多く見られる日本の在来種を中心とした、景観的にも生態的にも周辺環境と調和し、長年にわたって継承される植栽計画とする。

計画地が隣接する明治神宮外苑には、聖徳記念絵画館周辺や建国記念文庫周辺等をはじめとしてまとまった植栽樹林群が広く残存する。事業の実施にあたっては、図9.6-3に示すとおり、計画地東側の外周部には、聖徳記念絵画館や建国記念文庫等の既存の緑量のあるまとまった緑との連携を図った2列植栽による緑が連続する植栽配置とする計画である。

以上のことから、既存植生の植栽内容の変化は小さいと予測する。

2) 緑の量の変化の程度

事業の実施に伴い、計画地内の植栽樹林群（混交）、植栽樹林群（落葉広葉）、植栽樹林群（常緑広葉）、植栽樹林群（落葉針葉）等の植栽樹林群や草本群落の多くが改変されるが、計画地北側のマテバシイについては、保存方法を検討する。また、事業の実施にあたっては、図9.6-3に示すとおり、計画地北側、東側及び南側の地上部の新規高木植栽、人工地盤上の低木や地被類植栽、屋外に配置される設備（クーリングタワー、避難用地下出入口）の壁面緑化を行い、合計で約25,000m²の緑地を確保する計画である。



凡 例

- 計画地
- 会場エリア
- 区界

- 高木
- 低木・地被類
- 壁面緑化
- 既存樹木



Scale 1:5,000

0 50 100 200m

図 9.6-3 緑化計画

注) (独)日本スポーツ振興センターへのヒヤリングに基づき作成

9.6.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・計画地北側のマテバシイの保存方法を検討する計画である。
- ・施工期間中の敷地内は殆どが作業ヤードとなるため既存樹の現位置での残置は不可能な状況であるが、樹木調査の結果に従って移植に適合する樹木は極力場外で仮養生を行い、オリエンピックスタジアムの緑化樹として活用する計画である。
- ・樹種は明治神宮内外苑に多く見られる日本の在来種を中心とした、景観的にも生態的にも周辺環境と調和し、長年にわたって継承される植栽計画とする。
- ・聖徳記念絵画館や建国記念文庫等の既存の緑量のあるまとまった緑との連携を図った2列植栽による緑が連続する沿道景観を創出する計画である。
- ・計画地内に整備する人工地盤上には、低木や地被類を植栽する。
- ・屋外に配置される設備（クーリングタワー、避難用地下出入口）には壁面緑化を行う計画である。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・外苑西通りから自然採光が取り入れられるエリアでは、様々な樹種の混栽による壁面緑化を行い、親しみと温もりのある空間を創出する計画である。
- ・メインの歩行者動線から離れた緑豊かな人だまり空間として、来訪者が落ち着いて休息できる、緑に囲まれたポケットパークを設置する。また、ポケットパークの植栽地には、四季を感じさせる花灌木や地被類を配植する計画である。
- ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保することを検討する計画である。
- ・植栽後の樹木の状況（植栽状況、生育状況等）、維持管理の実施状況について確認し、必要に応じて適切な追加対策を講じる計画である。

9.6.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、法令等の緑化面積基準等とした。

(2) 評価の結果

事業の実施に伴い、地上部緑化等により約25,000m²の緑化面積を確保する計画である。

本事業では、東京都風致地区条例及び新宿区みどりの条例に基づき緑化基準が定められているが、いずれの緑化基準も上回る緑化面積を確保する計画である。また、本事業では、「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」（平成25年4月 東京都都市整備局）に基づき、「新しい都市づくりのための都市再開発諸制度活用方針」（平成26年4月 東京都）における緑化基準を上回る緑化面積を確保する計画である。

以上のことから、評価の指標は満足するものと考えられる。

